

## 宮崎県社会教育委員会議の提言について

### 1 会議設置の法的根拠

県が設置している社会教育委員が、当該地方公共団体の社会教育推進上の課題やその解決方策等について審議する機関である。（社会教育法第15条）

### 2 社会教育委員

学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、県教育委員会が現在18名に委嘱している。【提言書 15・16ページ参照】

### 3 審議題

「生涯学習の視点に立った社会教育の在り方」

### 4 提言の概要

#### 提言1 地域ぐるみでつながる《連携・協働》

「県民一人一人が生涯を通じて持続的に学ぶことができる社会」の実現のためには、社会教育と学校教育という領域を越え、連携・協働していくための教育体制を一層充実させていくことが望まれる。

そのためには、地域学校協働本部の整備、及びコミュニティ・スクール（CS）との一体的推進が重要である。

また、地域住民や社会教育関係団体等とネットワークをつくり、コーディネートする「地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の育成」を図る必要がある。

#### 提言2 学びを広げる《取組拡大》

提言1を踏まえ、社会教育をさらに充実したものとするためには、学びを広げていくための選択肢を増やしていくことが大切である。そうしたライフステージごとの「個々の学び」が積み重なり、「一生につながる学び」の一端を担っていくことが重要となってくる。

そのためには、「学ぶための手段の多様化への対応」や「社会教育施設の活用促進」等を進めていく必要がある。

#### 提言3 多様な価値観に気付き、行動する《啓発》

提言1・2を踏まえ、社会教育を推進していくための基盤として、地域の担い手である幅広い世代の地域住民が主体的に生涯学習・社会教育へ参加、参画するための意識の高揚が必要である。

そのためには、地域住民が多様な価値観に気付き、自発的な行動につなげることができるような生涯学習・社会教育の取組の啓発が重要である。

特に、「地域ぐるみの家庭教育支援」や「共生社会の構築」を進めていく必要がある。